

# 上尾市運転免許証自主返納者支援事業実施要綱

〔令和2年 6月 1日〕  
〔市長 決 裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の自動車交通事故の防止及び公共交通の利用促進を図るため、高齢者の自主返納を支援する事業（以下単に「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下この条において「法」という。）第92条第1項の運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。
- (2) 自主返納 法第104条の4第1項の規定により、全ての免許の取消しを申請し、法第107条第1項の規定により、公安委員会に対し自主的に運転免許証を返納することをいう。
- (3) 取消通知書 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書をいう。
- (4) 運転経歴証明書 法第104条の4第5項に規定する運転経歴証明書をいう。

(対象者)

第3条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 自主返納をした時点において満75歳以上である者
- (3) 自主返納をした者

(支援の内容)

第4条 市長は、対象者に対し、運転経歴証明書の交付手数料に相当する額の助成及び市が運行する市内循環バスの乗車回数券（以下単に「回数券」という。）の交付を行うものとする。

2 前項に規定する助成及び交付（以下「支援」という。）は、対象者1人につき、それぞれ1回限り行うものとする。

3 回数券の交付枚数は、24枚とする。

(支援の申請)

第5条 支援を受けようとする者は、上尾市運転免許証自主返納者支援申請書(第1号様式)に取消通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。この場合において、運転経歴証明書の交付手数料に相当する額の助成を受けようとする者は、併せて運転経歴証明書の写し又は運転経歴証明書の交付を公安委員会に申請したことを証する書類を添付しなければならない。

(代理による申請)

第6条 対象者から委任を受けた者は、当該対象者の代理人として前条の規定による申請を行うことができる。

2 対象者の代理人が前条の規定による申請を行うときは、当該代理人は同条の申請書に同条に規定する添付書類のほか、委任状を添付しなければならない。この場合において、市長は、公的身分証明書の提出又は提示を求めること等により、対象者の代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

(支援の決定)

第7条 市長は、前2条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援の可否を決定したときは、その結果を上尾市運転免許証自主返納者支援決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(支援の実施)

第8条 市長は、前条の規定により支援の決定を受けた者に対し、速やかに当該決定に係る支援を実施するものとする。

(回数券の譲渡等の禁止)

第9条 回数券の交付を受けた者は、その者の親族以外の第三者に対し、当該回数券を譲渡し、交換し、又は売買してはならない。

(支援の取消し等)

第10条 市長は、第7条の規定により支援の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により当該支援の決定を受けた場合は、当該支援の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消された者に対し、運転経歴証明書の交付手数料に相当する額又は交付した回数券の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日以後に自主返納した者について適用する。